

国家公務員募集

2018（平成30）年度厚生労働省本省障害者採用 選考案内

厚生労働省本省では、厚生労働行政分野の政策の企画・立案・施行等を担う係員（主任の職務）を募集します。

この選考では、幅広い年齢層の障害のある方々に対し、これまでの経験を活かしていただくため、それぞれの方の能力・経験等を踏まえ、入省後の職務等を決定します。また、採用後については、障害の有無にかかわらず、人事評価の結果や能力、適性に基づき昇任する仕組みとなります。

選考の日程

受付期間	2018（平成30）年12月25日（火）～ 2019（平成31）年1月15日（火） ※ 申込みは、郵送（簡易書留）に限ります（持参による申込受付は行いません）。 ※ 1月15日（火）までに到着したものに限りします。
第1次選考日	2019（平成31）年1月27日（日） 13:15（試験室開場） 14:00（選考開始）～15:30（選考終了）
第1次選考通過	2019（平成31）年2月4日（月）に、文書により本人に通知を発送します。 ※ お手元に到着するまで日数を要する場合があります。
第2次選考日	2019（平成31）年2月12日（火）～2月18日（月） ※ 原則上記の間で実施します。
最終合格	2019（平成31）年2月20日（水）以降に、文書により本人に通知を発送します。

採用予定人数等

採用予定人数	23名
採用日	2019（平成31）年3月1日以降の採用となります。 本人の希望等を考慮します。
主な配属先	本省内部部局（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあり得ます。）
職務内容	一般行政事務

1. 応募資格

次の要件（１）から（３）のすべてを満たす者

（１）次に掲げる手帳等の交付を受けている者

※１ 下記の手帳等は、選考申込日、選考当日及び採用予定日において有効であることが必要です。

※２ 第２次選考当日に手帳等を確認します。また、その後採用までの間に手帳等の提示を求めることがあります。

① 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）

② 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書

③ 精神障害者保健福祉手帳（注）

（注）精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には、時間を要しますので、ご注意ください。

（２）1959（昭和34）年4月2日以降に生まれた者（2018（平成30年）4月1日において、学校教育法に定める義務教育を終了した日から起算して2年以上の者に限る。）

（３）事務職（総務、経理、企画等業務）の職務経験が、平成31年1月1日現在で、平成21年1月1日以降の期間において通算1年以上（通算するには6月以上の期間について勤務した経験に限る。週20時間未満の勤務経験は除く。）となる者

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できません。

1. 日本の国籍を有しない者

2. 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

○ 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）

○ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者

○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者

○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 勤務地

厚生労働省本省（東京都千代田区霞が関等（注））の勤務となります。（採用後一定期間経過の後、本省内部部局以外の異動もあり得ます。）

（注）原則、東京都千代田区霞が関が勤務地ですが、東京都練馬区上石神井、東京都港区芝公園に

も厚生労働省本省があります。

3. 第1次選考

(1) 選考日及び会場

選考日	2019（平成31）年1月27日（日）
会場	東京都内の以下①～③のいずれか、又は東京都内（※選考会場は、受験票で通知します。選考会場の変更は認められません）。 ① 厚生労働省 千代田区霞が関1-2-2 ② 中央労働委員会事務局 港区芝公園1-5-32 ③ 西ヶ原研修合同庁舎 北区西ヶ原2-2-1

(2) 方法

作文選考 1時間30分	課題式（1題必須解答） 文章による表現力、課題に対する理解力などについての筆記選考を行います。 字数は400字以上1,000字程度
----------------	---

※ 作文選考の問題文の文字の大きさは、22ポイント相当です。

(3) 選考上の配慮

詳細は、別途、『調査票』の記入上の注意事項に記載していますので、ご確認ください。

4. 第1次選考の際の注意事項

(1) 受験票について

- 申込者には、受験票を2019（平成31）年1月16日（水）から1月18日（金）にかけて順次郵送する予定です。なお、1月23日（水）までに到着しないときは、厚生労働省大臣官房人事課に1月25日（金）18時00分までに問い合わせてください。
- 受験票には、本人であることが明りょうに確認できる写真（3か月以内に撮影した脱帽・上半身・正面向きの縦4cm横3cmのもの）を貼ってください。また、漢字氏名、カナ氏名を記入の上、第1次選考の当日に必ず持参してください。
- 受験票を紛失した場合は、速やかに厚生労働省大臣官房人事課にお問い合わせください。

(2) 第1次選考当日

- 選考開始時刻（14時00分）に遅れた場合は、受験は認められません。
- 試験室は13時15分から開場になります。各試験室の入り口付近に受験番号を掲示しますので、選考開始時刻の15分前（13時45分）までには、指定された席にお座りください。
- 選考当日は、交通混雑等が予想されますので、時間に余裕を持って行動してください。
- 公共交通機関を利用することが困難で自家用車等で来場される場合は、原則

として公共の駐車場をご利用いただくこととなります。

- 解答時間中にスマートフォンなどの携帯電話、タブレット端末、スマートウォッチ、電子辞書等の電子機器類を操作した場合、操作しなくても身につけていた場合、机の上や机の中に置いていた場合は、不正行為となるのでご注意ください。
- 介助のための付添人の方は、解答時間中に試験室に入室することはできません。別室を用意しています。
- 厚生労働省では、有料で選考の可否の連絡を請け負うことは一切行っていません。

5. 第1次選考通過について

2019（平成31）年2月4日（月）に、第1次選考通過者には第1次選考通過通知書を郵送します。第2次選考日や第2次選考に関する注意事項等を同封しますので、第1次選考通過通知書が2月7日（木）までに到着しない場合は、2月8日（金）に厚生労働省大臣官房人事課にお問い合わせください。

また、第1次選考を通過できなかった者には、その旨の文書を郵送します。

6. 第2次選考について

第1次選考通過者に対して、次のとおり行います。

(1) 選考日及び会場

選考日	2019（平成31）年2月12日（火）～2月18日（月） ※ 原則上記の間で実施します。
会場	東京都内（※選考会場は、第1次選考通過通知書で通知します。選考会場の変更は認められません。）

(2) 方法

実技選考	パソコン（ワープロ）操作の実技（パソコンを用いて、制限時間内に指定された文章をMicrosoft Word（マイクロソフトワード）により転記）を行います。
面接選考	主として人物について、個別面接の方法で行います。

(3) 選考上の配慮

- ① 面接では、聴覚障害のある方については、筆話・手話に対応します（第2次選考会場に手話通訳者を配置します）。
- ② 応募者が登録等をしている就労支援機関の職員等の同席が可能です（就労支援機関の職員等の同席の有無によって不利益となることはありません）。
選考準備のため、同席を希望する場合は、2019（平成31）年2月8日（金）までに厚生労働省大臣官房人事課へ必ず連絡してください。期限までに連絡がない場合は、同席を認めません。

7. 第2次選考の際の注意事項

第1次選考通過者に対して第1次選考通過通知書を送付する際に、第2次選考の注意事項を同封します。

8. 最終合格

2019（平成31）年2月20日（水）以降に、合否について、文書により本人に通知します。

9. 採用日

2019（平成31）年3月1日（金）～31日（日）又は2019（平成31）年4月以降となります。

本人の希望等を考慮します。

10. 給与

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

例えば、高等学校卒業後、30歳で採用された場合は、18.1万円～22.2万円となります。

（注）○ 上記の額は、2019（平成31）年4月1日に採用された場合の額（2018（平成30）年11月30日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」の規定による。）です。

○ このほか次のような諸手当が支給されます。

扶養手当：扶養親族のある者に月額10,000円（子）等

地域手当：民間賃金水準の高い地域に勤務する者等に、最高で俸給等の20%（東京都特別区の場合）

住居手当：賃貸のアパート等に住み、家賃を支払っている者等に、月額最高27,000円

通勤手当：交通機関を利用している者等に、定期券相当額（1か月当たり最高55,000円）等

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1年間に俸給等の約4.45か月

11. 勤務時間等

勤務時間は、原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

休暇には、年次休暇（年20日（4月1日採用の場合、採用の年は15日）。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・ボランティア等）、介護休暇等があります。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

12. 申込方法

(1) 郵送（簡易書留）の受付期間及び申込先等

選考申込書、職務経歴申告書及び調査票は、必ず郵送（簡易書留）で提出してください。持参による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

受付期間	2018（平成30）年12月25日（火）～ 2019（平成31）年1月15日（火） ※ 1月15日（火）までに到着したものに限りです。
申込先	〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 厚生労働省大臣官房人事課 障害者採用選考担当
申込方法	120円切手を貼った選考申込書、職務経歴申告書及び調査票を角形2号（A4サイズ）の封筒に入れ、封筒の表に「障害者採用選考申込書在中」と朱書きしてください。必ず郵便局の窓口を持参し、簡易書留の手続きを行ってください。 郵便局で交付される「簡易書留の受領証」を保管していない場合や普通郵便で郵送した場合の事故については責任を負いません。

※ 点字による選考案内をご希望の方は、厚生労働省大臣官房人事課までご連絡ください。別途、点字による選考案内を郵送します。

(2) 選考申込書及び職務経歴申告書の記入要領

※ 上肢機能障害等の方で、筆記が困難な方については、選考申込書等の記載について代筆によることも可能です。

黒のボールペン等ではっきりと丁寧に記入してください（消せるボールペンは使用しないでください）。間違えた場合には、二重線を引いて訂正してください。

① 選考申込書

(ア) 氏名欄

漢字氏名は、住民票記載の文字としてください。

(イ) 生年月日欄

昭和又は平成のいずれかを○で囲み、年月日を記入してください。

(ウ) 現住所欄

郵便番号を記入してください。現住所は、アパート名、室番号、同居先も記入してください。住所の漢字の部分にはフリガナを付けてください。

この住所は、受験票、第1次選考通過通知書等の送付先となりますので、正確に記入してください（住民票の住所と異なる場合は、確実に連絡の取れる住所を記入してください）。

(エ) 連絡先欄

応募者本人と確実に連絡の取れる電話番号（自宅・携帯）、FAX番号、電子メールアドレスのうち、一つ以上を記入してください。

選考申込書又は職務経歴申告書に誤記や未記入がある場合、調査票の1～8に記入がある場合には、補正や確認を行うため連絡することがありますの

で、申込みをした日から2019（平成31）年1月18日（金）の間（土・日曜日及び祝日等の休日は除く。）は、確実に連絡が取れるようにしてください。

メールアドレスは、連絡誤りを防ぐため、誤りやすい文字や数字等にルビを記入してください。

また、迷惑メール対策などで、ドメイン指定を行っている場合、メールが受信できない場合があります。「@mhlw.go.jp」を受信設定してください。

例：

大オー	ゼロ	小オー	ディー	いち	エル	アイ	ビー	ろく
○	0	o	D	1	l	I	b	6
キュー	きゅう	ハイフン	アンダーバー					
q	9	—	—					

（オ）手帳記載事項欄

身体障害者手帳、指定医等の診断書等、療育手帳、児童相談所等が発行した知的障害者の判定書、精神障害者保健福祉手帳のいずれか一つに基づいて記入してください。複数に該当する場合であっても、一つのみとしてください。

- 交付・再発行年月日は、最も新しい日付を記載してください。
- 障害名は手帳等に記載がない場合は、記入の必要はありません。

（カ）切手欄

受験票等の郵送料として、必ず120円切手を1枚貼ってください。

② 職務経歴申告書

職務経歴を記入してください。職務経歴は、平成31年1月1日現在で、平成21年1月1日以降の事務職の勤務経歴を記入してください。

勤務期間について6月未満で退職した場合は、応募資格である通算1年以上の勤務経歴とはみなしません。

合計勤務期間や氏名の欄も忘れずに記入してください。

1枚で書き切れない場合には、もう1枚追加して記入してください。

13. 個人情報の管理について

記入された個人情報は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に従い適正に管理します。

14. 問い合わせ先

厚生労働省大臣官房人事課 人事管理調整係（障害者採用選考担当）

電話 03-3595-2095（障害者採用選考担当直通）

FAX 03-3595-2020

メールアドレス saiyou-senkou@mhlw.go.jp

（9:30～18:00（土・日曜日及び祝日等の休日、年末年始は除く））